

安齋先生の技術通信

2008年
5月号



技術顧問・理事
安齋 正弘 先生

昨年の基準法改正による混乱はマスコミではあまり騒がれなくなったようだが、現場ではまだまだ続いている。どこがどのように変わったのか。条文は非常に解りづらい組み立てになっているので、小生もまだ理解しきれていない事柄も多い。(近いうち講習を受けるつもりだが) という訳で、今月は木造の構造設計に関わりがあるところを抽出してみました。次号から施行令の第3節に焦点を絞って、みんなで学習していきましょう。

① 建築基準法

【第1章 総則】

第6条 建築物の建築等に関する申請及び確認

【第2章 建築物の敷地、構造及び建築設備】

第20条 構造耐力 自重、積載荷重、積雪、風圧、地震・・・に対し安全な構造、

・・・次の基準に適合:技術基準、構造計算

第21条 大規模の建築物の主要構造部 高さ13m又は軒高さ9mを超える建築物の主要部の防火措置/延べ面積3,000㎡を超える建築物は準耐火以上の耐火性能

第24条 木造建築物である特殊建築物の外壁等 延焼のおそれのある部分は防火構造

第25条 大規模の木造建築物等の外壁等 延べ床1,000㎡以上、延焼のおそれのある部分防火構造

第26条 防火壁 延べ床1,000㎡以上、1,000㎡毎に防火区画

(耐火、準耐火、火災のおそれが少ない建築物を除く)

第27条 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物

第37条 建築材料の品質 基礎、主要構造部に使用する建築材料はJIS、JAS又は大臣認定

【第6章 雑則】

第85条の2 伝統建造物郡保存地区内の制限緩和

② 建築基準法施行令

【第3章 構造強度】

第1節 総則

第36条 構造方法に関する技術的基準 第36条の2 構造計算の原則

第3節 木造

第40条 適用の範囲 第41条 木材 第42条 土台及び基礎 第43条 柱の小径

第44条 梁等の横架材 第45条 筋かい 第46条 構造耐力上必要な軸組等

第47条 構造耐力上必要な部分である継手又は仕口 第48条 学校の木造の校舎

第49条 外壁内部等の防腐措置等 第50条 削除

第8節 構造計算

第1款 総則

第81条 運用 木造建築物 3階建て以上・延べ500㎡超・高さ13m超・軒高さ9m超

木造以外の建築物 2階建て以上・延べ200㎡超

石造れんが造等の主要構造部 高さ13m超・軒高さ9m超

上記の構造計算は許容応力度等計算、限界耐力計算

技術的なご質問・ご相談などは・・・

TEL: 048-224-8316 (川口事務局)

メール: question@mokutaikyo.com

FAX: 048-224-8315

まで、お気軽にどうぞ!!